

もうすぐ1年生

様々な学びの場について 一緒に考えましょう

医療的ケア編

神戸市教育委員会事務局
特別支援教育課



保護者のみなさま、こんにちは。
ここでは、医療的ケアについて、詳しくお伝えします。



医療的ケア

学校において、医療的ケアを実施することで、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。



学校において、医療的ケアを実施することで、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

1. 医療的ケアの範囲

- 口腔内喀痰吸引
- 鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう・腸ろう経管栄養
- 経鼻経管栄養
- ・ 気管切開部からの吸引
- ・ 気管切開部の管理
- ・ 人工呼吸器の管理
- ・ 酸素療法
- ・ 導尿 など

- ・ ●は、「**特定行為**」といい、学校看護師が配置されている特別支援学校の認定された教職員が実施できます。
- ・ 医療的ケアは、お子様の状態や医療的ケアの内容など、個別性が高いため、実施可能かどうかは個別に判断します。



まずは、医療的ケアの範囲について説明します。

医療的ケアの範囲は

口腔内喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引

気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう・腸ろう経管栄養

経鼻経管栄養、気管切開部からの吸引、気管切開部の管理

人工呼吸器の管理、酸素療法、導尿 などです。

神戸市立の特別支援学校のうち、肢体不自由部門のある学校には看護師が配置されています。その学校看護師の指導を受け、研修を終えた教職員は白い丸印の「特定行為」を行うことができます。

医療的ケアは、お子様の状態や医療的ケアの内容など、個別性が高いため、実施可能かどうかは個別に判断します。

2. 医療的ケアの体制

(1) 神戸市立特別支援学校

対象者	医療的ケアが必要な児童生徒
実施者	学校看護師 認定された教職員
実施時間	学校での活動中 必要に応じて実施
相談期間	就園・就学相談に向けて5～6月ごろが目安です。



次に、医療的ケアを実施する体制について説明します。
神戸市立の特別支援学校では、対象者は、医療的ケアが必要な児童生徒です。
実施者は、学校看護師および認定された教職員です。
実施時間は、学校での活動中に必要に応じて実施します。
相談期間は、就園・就学相談に向けて5月から6月ごろが目安です。
各校の医療的ケアの専門的な立場の医師の指導・助言・研修を受けながら進めています。

(2) 神戸市立幼・小・中・高等学校

対象者	保護者による医療的ケア実施が日常的に必要な幼児児童生徒
実施者	訪問看護ステーションからの派遣看護師 特別支援学校の学校看護師
実施時間	医療的ケアに必要な時間で、最大週15時間 (看護師の派遣時間は関係者による協議で決定します。)
相談期間	就園・就学相談に向けて5~6月ごろが目安です。



神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校では表のようになっています。
対象者は、保護者による医療的ケアの実施が日常的に必要な幼児児童生徒です。
実施者は、訪問看護ステーションからの派遣看護師または、特別支援学校から派遣された学校看護師です。
実施時間は、医療的ケアに必要な時間で、最大週15時間です。
看護師の派遣時間は関係者による協議で決定します。
相談期間は、就園・就学相談に向けて5月から6月ごろが目安です。
状況に応じて、できる範囲で、自分でケアができるように練習します。

(3) 兵庫県立特別支援学校

対象者	医療的ケアが必要な児童生徒
実施者	学校看護師
実施時間	学校での活動中 必要に応じて実施
相談期間	就園・就学相談に向けて5~6月ごろが目安です。



兵庫県立特別支援学校では、表のようになっています。
対象者は、医療的ケアが必要な児童生徒です。
実施者は、学校看護師です。
実施期間は、学校での活動中に必要に応じて実施します。
相談期間は、就園・就学相談に向けて5月から6月ごろが目安です。
各校の医療的ケアの専門的な立場の医師の指導・助言・研修を受けながら進めています。

お子様にとって、どのようなケアが必要で、どのように進めていくのがよいのか、
【個別の就学相談】で相談してください。

このあとは、【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。



このあとは、【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。

3.【個別の就学相談】について

①対象 次年度4月に就学予定のお子様と保護者様
学校生活についてご心配やご質問がある方

②開催期間 5月上旬から7月下旬までの平日

③申込方法 スマートフォンやパソコンから申込
神戸市HP「就学相談について」サイト内

1 相談予約

2 お子様の情報入力



それでは、【個別の就学相談】についてお伝えします。

対象は次年度4月に就学予定のお子様と保護者様です。この動画をご視聴いただき、お子様の学校生活についてご心配なことやご質問がある方は、お申し込みください。

開催期間は、5月上旬から7月下旬までの平日です。

もし、この期間に申し込みができなかった場合は、神戸市教育委員会の特別支援教育相談センターへ直接ご連絡ください。

申込は、スマートフォンやパソコンから行います。神戸市ホームページ「就学相談について」のサイトより、相談予約をしたうえで、お子様の情報を入力してください。

④当日のスケジュール

相談時間 10:00～ 11:00～ 13:00～ 14:00～
約30分間

出席者 保護者様 お子様

相談員 教育委員会事務局職員、元小学校長
通級指導教室担当者、特別支援学校地域支援担当者 など

※発達検査の結果をお持ちの方は、ご持参ください。



【個別の就学相談】は、10時から、11時から、13時から、14時からの4つの時間帯があります。

それぞれ、時間は約30分です。

当日は、保護者様とお子様にお越しいたします。

相談員として対応しますのは、教育委員会事務局の職員、元小学校の校長、幼児を担当している通級指導教室の担当者、特別支援学校の担当者などです。

なお、発達検査の結果をお持ちの方は、相談の際にご持参ください。

⑤相談の例

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校で迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい

※「就学の猶予」に関する制度について



これまでの相談では、

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校とで迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい、といった相談がありました。

また、「就学の猶予」に関する制度についてお知りになりたい方は、文部科学省のホームページをご覧ください。【個別の就学相談】の際にお尋ねください。

⑥その他

- ・【個別の就学相談】で就学先が決まることはありません。
- ・申し込みの前に、他の動画内容もご確認ください。

・お問い合わせ先
特別支援教育相談センター
078-360-2160（月～金 9時～17時）



安心して入学式を迎えられるように、
教育委員会と一緒にお子様の学校生活について考えましょう。



【個別の就学相談】で、教育委員会事務局の職員と会うこととなりますが、この相談で就学先が決まることはありません。
就学先はあくまでも、学校との就学相談を通して決めていくことになります。

また、申し込みの前に、他の動画の内容もご確認ください。

お子様が入学式を安心して迎えられるように、教育委員会事務局と一緒にお子様の学校生活について考えていきましょう。

以上で、【個別の就学相談】についての説明を終わります。